資料１
H28.12.16

長久手市スポーツ施設整備等基本構想
（素案）

平成２９年　　月

長　久　手　市

目　　次

第１章　策定にあたって

１　はじめに
２　策定の趣旨
３　基本構想の位置づけ
４　長久手市の特性
５　長久手市の人口

第２章　現状と課題

１　既存のスポーツ施設
２　学校体育施設のスポーツ開放
３　基本構想に関する調査結果について

第３章　（仮称）長久手市スポーツ推進計画の考え方

１　本市におけるスポーツの考え方（定義）
２　本市が目指す（仮称）長久手市スポーツ推進計画の基本理念の考え方

第４章　スポーツターミナルの基本的な考え方

１　スポーツターミナルの考え方の整理
２　スポーツターミナルと既存施設を活用した健康づくり
３　スポーツターミナルに求められる機能
４　スポーツターミナルに備える施設の概略
５　スポーツターミナルの運営方法の工夫
６　健康増進施設
７　地域医療との連携
８　利用しやすさと「立地」

第５章　今後の展開

検討中（次回策定委員会で掲出）

資料編

参考資料

第１章　策定にあたって

１　はじめに

平成 23 年６月、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」と謳うスポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）が制定されました。新たなスポーツ文化の確立を目指して、多様な主体が連携・協働してスポーツの推進に取り組み、人々が健康で豊かな暮らし、幸せを満喫できる社会を実現していくスポーツ新時代が訪れます。

そのため、スポーツに合わせて身体能力を高めたり鍛えたりするだけではなく、スポーツを人間に合わせ、さまざまな人々がスポーツを楽しめる環境を整え、健康で豊かな生活を営む環境を創り出していくことが重要になると考えられます。

スポーツ基本法において、各自治体には、「地域の特性を生かし、地域に根付いた地域スポーツ推進計画」の策定が期待されています。

長久手市においても、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活の実現」を目指す「（仮称）長久手市スポーツ推進計画」の策定に市民と一体となって取り組んでいくことが求められています。

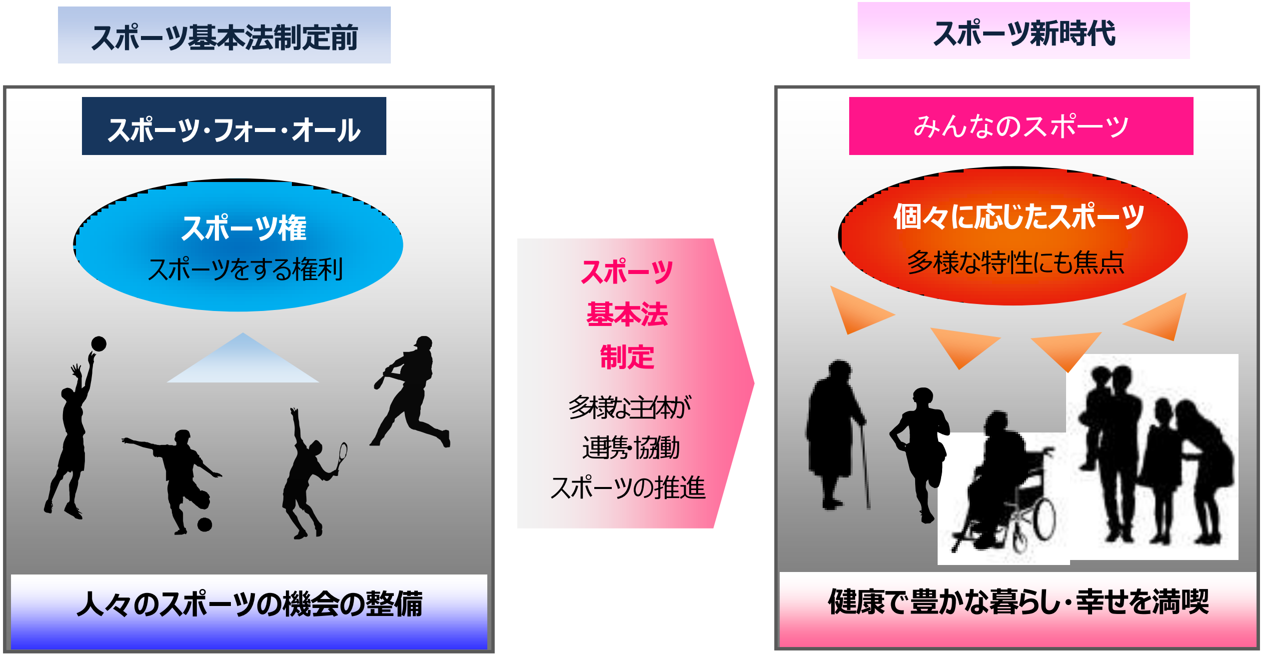

２　策定の趣旨

本市の第５次総合計画（計画期間：平成 21 年度～３０年度）では、１０年後の市の将来像を「人が輝き　緑があふれる　交流都市　長久手」と定め、主要プロジェクトのうち、『健康プロジェクト「ながくてアクティブ構想」』において、「市民のスポーツや健康づくりへのニーズに応え、誰もがアクティブな生活を送りながら、日々の暮らしのなかで健康を保持し、楽しく体力を向上できる健康・スポーツ環境を創出します」としており、そのプロジェクトの実現に向け「長久手市スポーツ施設整備等基本構想」を策定するものです。単なる箱物を整備するハード面（施設）だけにとどまらず、新しい施設と既存の施設（杁ケ池体育館など）とのつながりや市民の思い、市民の誰もがスポーツを行う、楽しむ、親しめるような場所となること、スポーツに限らず、体を動かす楽しみ、喜びが見いだせるような健康づくりが行える場所を整備するために、本構想の策定において検討していきます。

また、その検討をする中で、施設の利用者、その施設を活用して、さまざまな事業を考える行政、その事業を主体的に行うこととなる市民の思いをハード面に活かす必要があるため、ソフト面（事業、サービス）の考えも併せて整理していきます。

３　基本構想の位置づけ

健康スポーツの拠点「スポーツターミナル」は、今後策定を予定している「（仮称）長久手市スポーツ推進計画[※1]」を推進するための拠点施設として整備を進めていく予定です。

また、今後策定予定の「（仮称）長久手市スポーツ推進計画」と整合性を図るとともに、国の「スポーツ基本計画」や愛知県のスポーツ推進計画である「いきいきあいちスポーツプラン」を参酌します。

本構想は、健康づくりの視点からも策定を進める必要があることから、「第５次長久手市総合計画」を上位計画とし、健康・福祉等の関連する本市の分野別計画と整合を図ります。また、「第２次新しいまちづくり行程表」が定める３つの基本理念を踏まえるものとします。

※1　地方スポーツ推進計画とは、国のスポーツ基本法の目的・基本理念を踏まえ、同法第 10 条に規定する地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるよう努められている計画をいう。

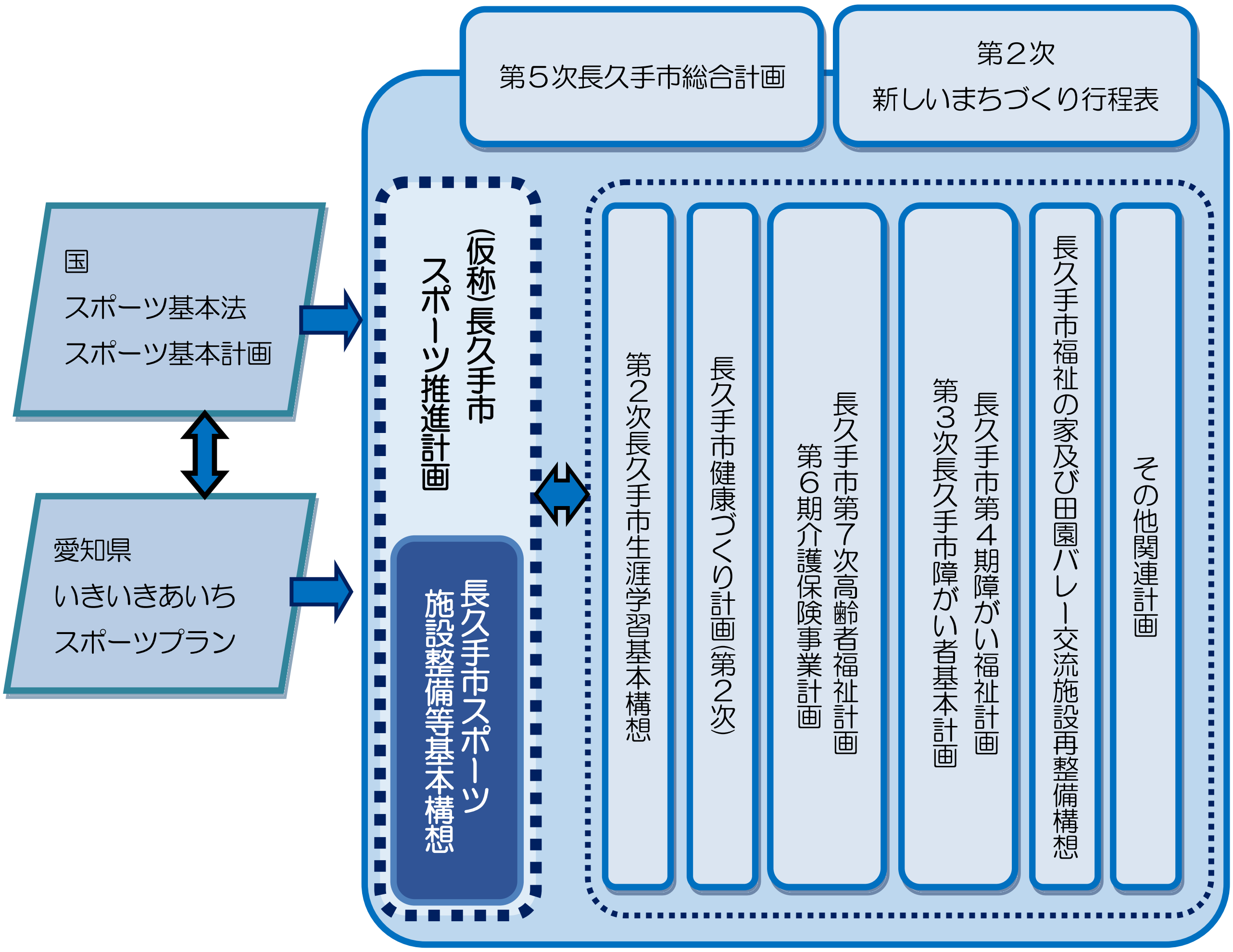

４　長久手市の特性

長久手市は、平成 24 年（2012 年）１月に市制施行した、県内で最も新しい市であり、平成 27 年国勢調査において、平均年齢が全国で最も若い（38.6 歳）自治体であり、人口増加率が最も高い市であります。近年、名古屋市東部に隣接する交通の利便性からリニモ※1（東部丘陵線）沿線を中心に住宅開発や大型商業施設の立地が進む一方、市域東部は田園地帯で豊かな自然が広がっています。東洋経済新報社の「住みよさランキング 2016※2」では、２年連続で全国第２位にランキングされています。なかでも、「快適度」では全国第１位、「富裕度」で 25 位、「利便度」で 26 位と、３部門で高い評価を得ています。

居住環境に恵まれた市内には、愛知医科大学をはじめ、愛知県立大学、愛知県立芸術大学、愛知淑徳大学と４大学が設置され、多様な「知」が蓄積されています。

※１　リニモ（HSST）＝「愛・地球博」（愛知万博）で初めて導入された実用的な磁気浮上式の公共交通で、現在も本市の主要な公共交通機関として運行されています。
※２　住みよさランキング＝公的統計をもとに、各々の市が持つ「都市力」を「安心度」「利便度」「快適度」「富裕度」「住宅水準充実度」の５つの観点に分類し、採用された 15 指標について、それぞれ平均値を 50 とする偏差値を算出、その単純平均を総合評価としてランキングしたもの。毎年公表され、今回が 23 回目を迎えています。

５　長久手市の人口

平成 27 年国勢調査時による人口は 57,598 人で、高齢化率は 15.5%を示しています。平均年齢は、38.6 歳と全国で最も低く、愛知県全体の平均と比較しても、30 代の人口構成率が高く、最も若い市です。

また、平均寿命は、男性 80.2 歳、女性 86.6 歳と、愛知県内では男性 13 位、女性９位にランクされています。**※平均年齢及び平均寿命は、現時点では、公表されていないため、後日修正**

年齢３区分人口の推移を見ると、国全体では平成２０年をピークに人口が減少し、今後も減少傾向が続くと見込まれるなか、長久手市の総人口は、平成２年以降大幅に増加しています。

昼夜間人口及び流出入人口の状況は、平成１２年以降、昼間人口が夜間人口を上回っていますが、その主な要因は、近隣市域から市内大学への通学者の増加にあるといえます。流出入人口のうち、就業者数は景気動向によって変動を示しますが、通学者数については、ほぼ６千人台後半で推移し、過去の国勢調査においても同様の傾向が有り、ほぼ一定しています。

■長久手市の人口（5歳階級別）

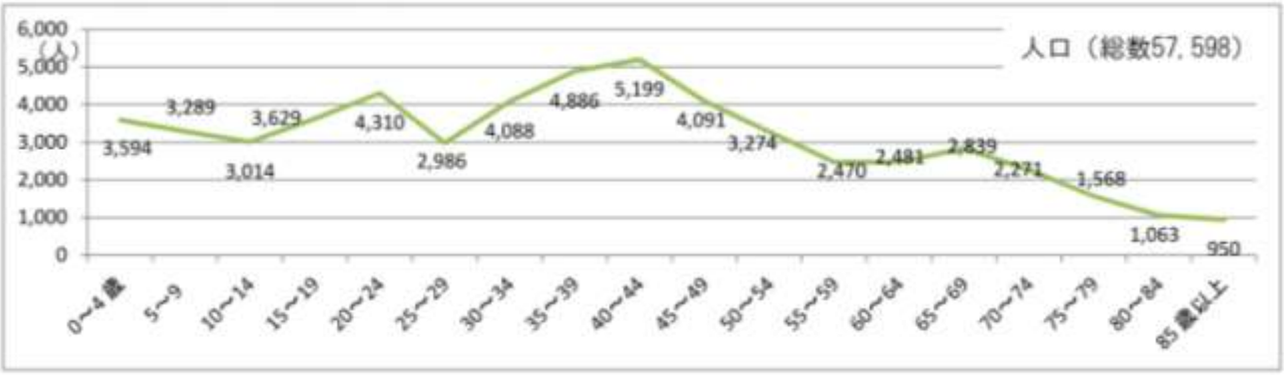

資料：平成27年国勢調査

■長久手市の人口ピラミッド

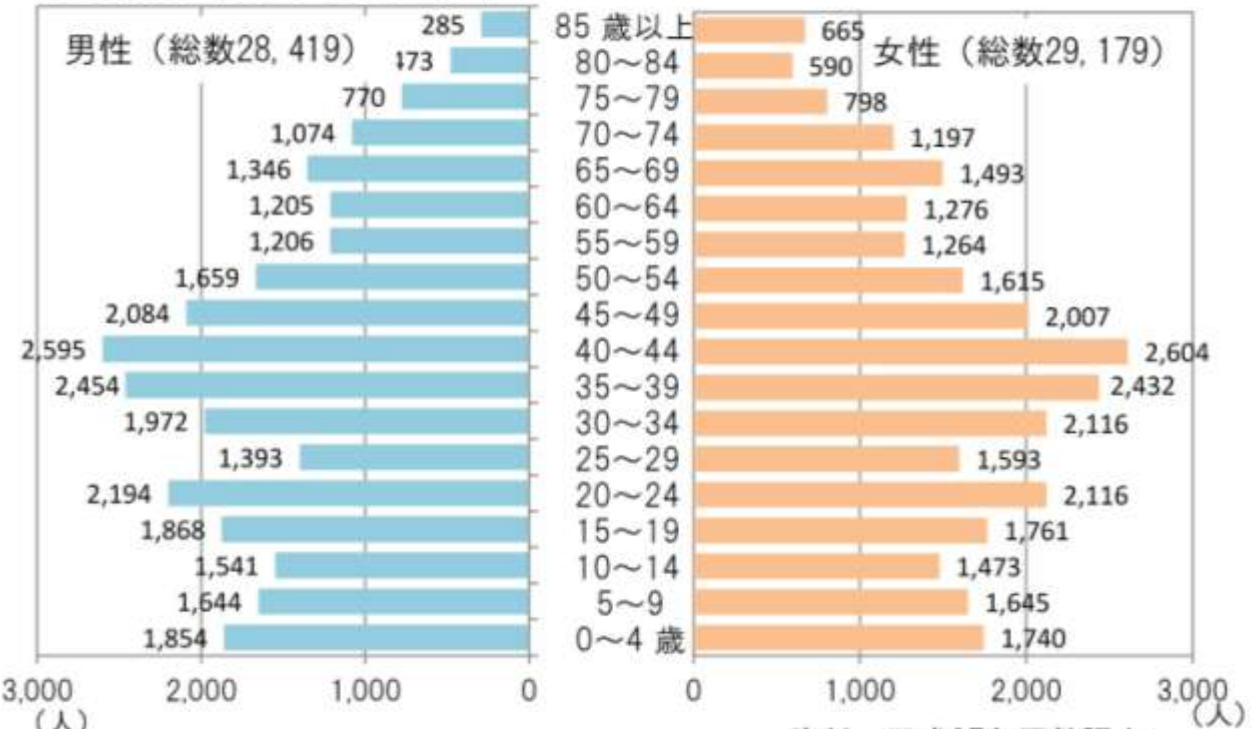

資料：平成27年国勢調査

■年齢3区分人口推移

資料：平成27年国勢調査

※総人口には年齢不詳を含むため、年齢内訳の合計に一致しない。

■長久手市の昼夜間人口及び流出入人口　（単位：人）

	夜間(定住)人口	流出人口	流入人口	昼間人口
昭和 60 年	25,503	9,521	9,462	25,444
平成　２年	33,419	14,266	12,471	31,604
７年	38,487	16,906	15,655	37,236
12 年	43,261	17,665	18,359	43,955
17 年	46,368	17,051	23,969	53,286
22 年	52,022	19,382	20,548	53,188

出典：平成２２年国勢調査参考

下表は流出入人口の状況を概観したものです。

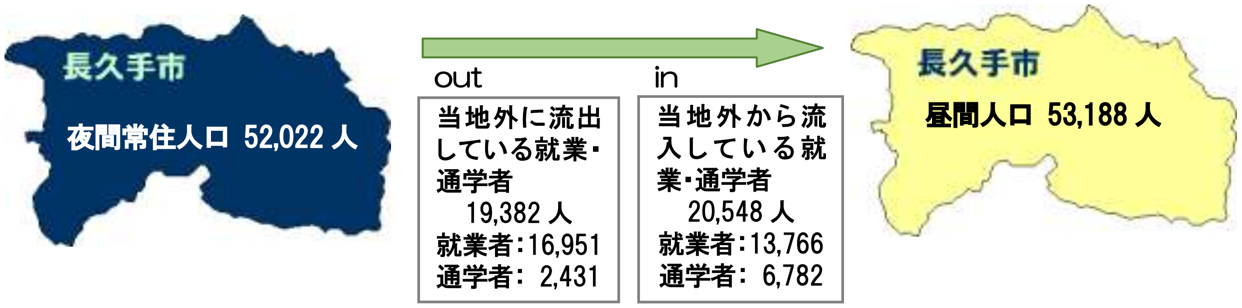

長久手市に常住する就業・通学者	30,168 人
長久手市で就業・通学する者	31,454 人

長久手市に常住し、長久手市で就業・通学する者	9,448 人

出典：平成２２年国勢調査参考

図　長久手市の就業・通学状況

第２章　現状と課題

１　既存のスポーツ施設

市のスポーツ施設は６施設で、屋内施設１（杁ケ池体育館）のほか、屋外施設５（テニスコート３、長久手スポーツの杜、市民野球場）となっています。競技面積は６施設の合計で約38,200㎡（名古屋ドームフィールド面積の約３個分）となっています。土地の所有形態は、菖蒲池テニスコート及び長久手スポーツの杜の２施設が借地、そのほかの施設は市有地です。管理運営形態は、全ての施設が本市の直営で運営されています。

施設利用率は、相対的に屋内施設が高く、屋外施設が低い傾向があります。最新の調査※1によれば、利用率が最も高いのは、杁ケ池体育館アリーナの 94.9%です。次いで、杁ケ池テニスコートの 88.3%、菖蒲池テニスコートの 70.6%と続きます。二つのテニスコートはともに屋外施設ですが、天候に左右されないオールウエザー仕様であることが高い利用率を示す理由と考えられます。最も利用率が低い施設は市民テニスコートの 34.3%ですが、これはクレーコート仕様の屋外施設であるためと考えられます。

※1　平成２８年度「長久手市の生涯学習」中、平成２７年度のまとめ　10 体育施設利用状況参考

スポーツ施設の概要

施設名称	主な施設	規模	駐車場規模	建設年度	土地の所有形態	利用可能な競技種目	現状	今後の対応	今後の予定
杁ケ池体育館	アリーナ	931㎡	111台	昭和６２年	市有地	バレー２、バスケ１、バド６、卓球１２	竣工から約30年経過して経年劣化による施設の破損が目立つ。	平成28年度から長寿命化工事を実施している。	既存施設を再整備して継続利用
	柔剣道場	539㎡				剣道１、柔道１			
	卓球場	96㎡				卓球３			
	トレーニングルーム	135㎡				個人利用			
	ミーティングルーム	－				半面及び全面利用			
杁ケ池テニスコート	テニスコート	2,196㎡		昭和６２年	市有地	テニス３（全天候型コート）			平成28年に床面の砂入り人工芝化を実施
菖蒲池テニスコート	テニスコート	2,736㎡	35台	平成２年	借地	テニス４（全天候型コート）	コートのクラックや塗装の劣化など経年劣化が目立つ。	通常修繕で対応	借地契約の解消を検討しスポーツの杜と合わせて運動公園を計画
市民テニスコート	テニスコート	1,345㎡	6台	昭和５５年	市有地	テニス２（クレーコート）	支柱の腐食や塗装の劣化など経年劣化が目立つ。	通常修繕で対応	既存施設を継続利用
長久手スポーツの杜	野球場	10,841㎡	61台	平成８年	借地	野球１、ソフト４、サッカー２	竣工から約20年経過して経年劣化による施設の破損が目立つ。	通常修繕で対応	借地契約の解消を検討し菖蒲池テニスコートと合わせて運動公園を計画
	多目的広場	9,982㎡				サッカー２、陸上競技			
市民野球場	野球場	9,391㎡	52台	昭和５４年	市有地	野球１	竣工から約38年経過して経年劣化による施設の破損が目立つ。	通常修繕で対応	既存施設を継続利用
合計		38,192㎡	265台						

資料：平成２６年度「長久手市スポーツターミナル基本構想調査業務委託報告書」

このほか、市内の体育館類似施設として、長久手市農村環境改善センター多目的ホール（312㎡)、その他の施設として郷土資料館内和弓場(近的)（116㎡）があります。

長久手市内スポーツ施設等及び小・中学校配置図

長久手市都市計画図より

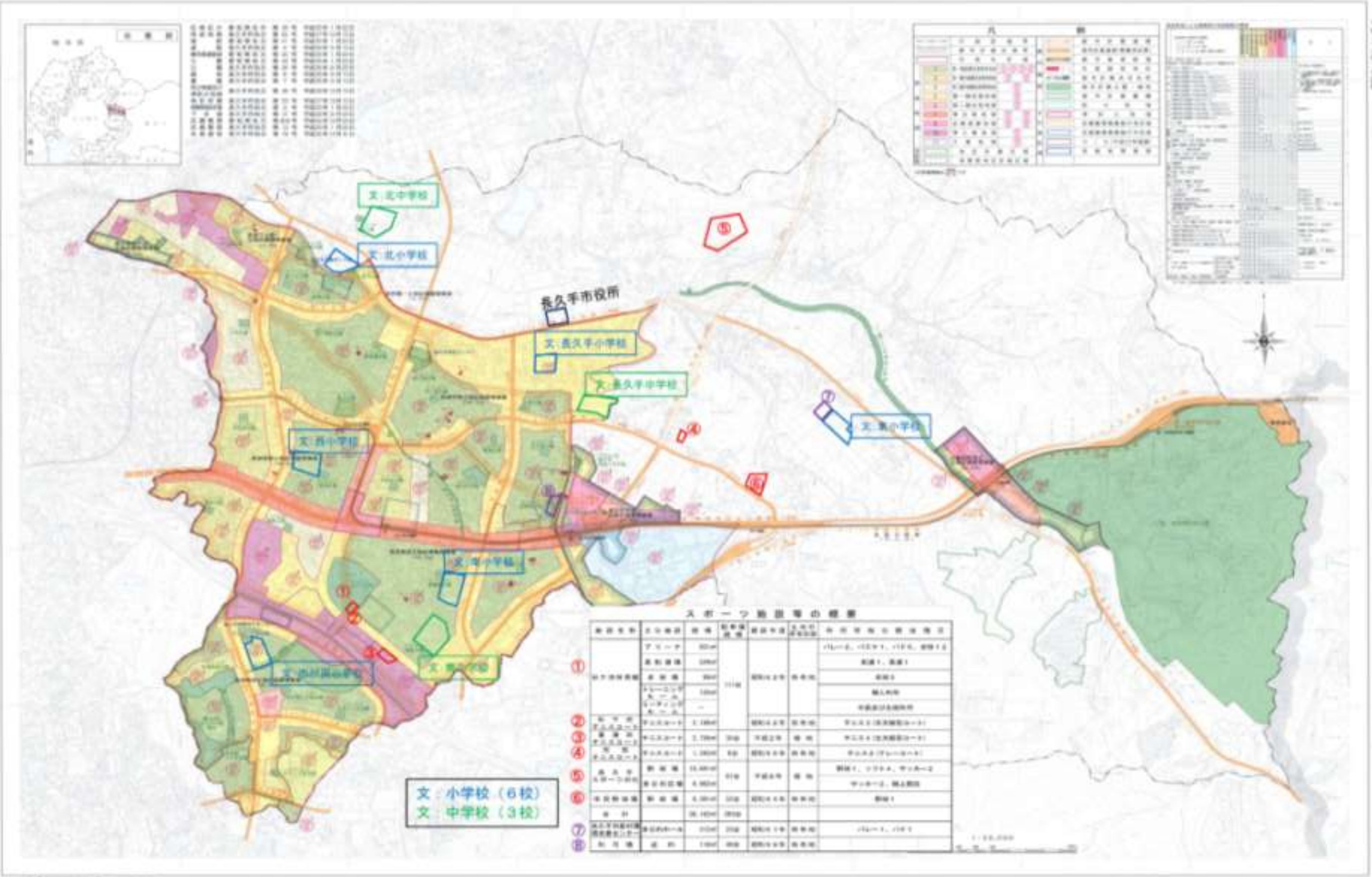

２　学校体育施設のスポーツ開放

本市では、市民に日常生活におけるスポーツ活動等の場を提供するため、学校教育に支障がない範囲内で小中学校の体育施設を開放しています。

小中学校の体育施設のスポーツ開放による利用率は、杁ケ池体育館アリーナとの使用用途が類似しているため、アリーナと同様に体育館の利用は高い傾向にあります。また、運動場についても、少年野球や少年サッカーで利用は高い傾向にあります。

さらに、各学校区単位でスポーツを推進するために、校区体育委員が土曜日の小学校体育館開放事業を実施しています。

小中学校の開放施設と開放日

学校区分	施　　設	開　放　日	開放時間
小学校（6 校）	体育館・運動場	日曜日・祝日	９時～17 時
中学校（3 校）	体育館	水・金・土曜日	18 時 30 分～21 時

３　基本構想に関する調査結果について

（1）　平成２６年度「長久手市スポーツターミナル基本構想調査業務委託報告書」から

今後、より具体的に施設の検討を進め事業化を実現するためには、以下の事項を検討していく必要がある。

①　施設の充実具合

小中学校の体育館を開放しているものの、市が所管する屋内施設は杁ケ池体育館のみで、利用の予約が１箇所に集中する傾向があり、地域のスポーツ団体等の利用希望に対応しきれていない状況である。また、他地域の団体を招致し練習試合や大会等を開催したいニーズはあるが、アリーナ規模や駐車場の不足が問題となっている。テニスコートやグラウンド等の屋外施設においては、市内の比較的アクセス性の高い場所に配置されているが、市民テニスコートなど利用率が低い施設もあり、施設によって利用率の偏りが目立つ。

②　市民ニーズに対応したサービスの多様化

現在、全ての施設において市の直営による管理運営で、利用者の声を直接聞くことができるが、なかなか利用者の要望やニーズに早急に対応できる体制となっていないのが現状である。今後、高齢者の増加や若者の人口が伸びることが予想され、ますます市民のニーズは高度化することから、管理運営や健康促進のためのトレーニング等の指導に本市の大学や民間企業のノウハウを導入するといった産官学の連携など、市民ニーズに対応したサービスの多様化が必要となる。

③　老朽化施設の更新とバリアフリーへの対応

市内の既存スポーツ施設の建設後の経過年数をみると、市民野球場が最も古く３７年が経過、最も新しい長久手スポーツの杜でも２０年が経過しており、補修等を行っているが経年による施設の劣化が目立っている。実際、施設利用者のアンケート調査からも老朽化等への対応を望む声が多く見られた。また、トイレなどはバリアフリーに対応しておらず、利便性の向上や安心して施設を利用するためにも早急な対応が必要である。

（２）　「スポーツ推進委員へのヒアリング」から

本市のスポーツ推進を担うスポーツ推進委員にヒアリングし、スポーツ施設の実態、スポーツを取り巻く環境、新しい施設に望むこと、この３点について確認しました。

①　スポーツ施設の実態

現在のスポーツ施設に対して、日常の練習には支障なく利用することができているが、大会など多くの来場者を迎えるには、不便な点が多いといった意見でした。また、将来にわたって利用が約束されている施設を望んでいるといった声もありました。

②　スポーツを取り巻く環境

幼児、小学校低学年のスポーツが盛んで、小学校高学年から中学生へと学年が上がるとともに、スポーツ教室の参加率も減少しています。親子２世代で楽しめるスポーツ環境を促していくことが重要に思います。小学校低学年のスポーツ教室参加率を、高学年でも維持していくための事業、親子２世代で楽しめるスポーツ環境を促す事業などの実施に、地元企業や地域の大学とタイアップしていくことを検討していったらどうだろうかとの意見がありました。

③　スポーツターミナルに望むこと

スポーツターミナルに対する意見は比較的少なく、他施設との連携や指導員の育成、プログラム内容、情報提供の手法といったソフトに対する意見が多く聞かれた。このことは、スポーツターミナルのソフト面、付帯機能の要望に意識が向いているといったことだと思われます。

（３）　「市内大学関係者へのヒアリング」から

①　愛知医科大学

本市の健康づくり、介護予防などの教室事業への講師派遣など、愛知医科大学には様々な形で市の事業への協力を得ています。そして、大学の運動療育センターは、健康増進施設であり、多くの市民が通う運動施設となっています。運動療育センターで、本市との連携、スポーツターミナルに対して以下のようなことを確認しました。キーワードは「健康＆スポーツ」です。

スポーツに特化した施設ではなく、医療費の削減を目指し、介護予防、健康づくりの要素を施設に盛り込むべき。先進的な介護予防には、市民の健康データの追跡が必要になる。一部の人に絞ってでも実施することができれば、その効果は大きいと思う。といった意見もありました。また、現在も協力を得ているような健康づくり事業等についてもネーミングがあれば、市民に浸透しやすいのではないか、利益を求める部分には民間の協力も必要ではないかといった提案がありました。

②　愛知淑徳大学

愛知淑徳大学は、地域社会や世界での学びを積極的に実践する総合大学です。平成２２年には、健康医療科学部が設置され、基礎医学、臨床医学、栄養学、スポーツ科学、メンタルヘルスなどの幅広い学問領域が学べ、心身の健康について深く探究しています。医療に関する豊かな教養と高い実践力を身につけ、社会のあらゆる分野で活躍することのでき

るスポーツ・健康医科学のジェネラリストを育成しています。

愛知淑徳大学にて、スポーツターミナルに対して以下のようなことを確認しました。

施設などハードが中心ではなく、地域特性や人を中心にした施設づくり。そこで行われる、ソフト、プログラムに沿った施設づくり、運用ビジョンが重要。大学の専門性を活かした長久手市との連携については、学生のアシスタントの派遣や、体力科学・体力測定の側面での協力が可能ではないか。といった提案がありました。

（4） 「施設利用者アンケート」から

スポーツターミナルの施設整備を推進するため、自主的なスポーツ活動や健康づくりを実践中の市民を対象とした意識調査から、市民のスポーツターミナルへの希望・要望を把握し、今後の導入機能のあり方を考察することを目的として、アンケートを実施しました。

本調査は、既存の体育関連施設利用者、チーム登録団体の構成員、体育協会、スポーツ推進委員及び校区体育委員などの関係団体を対象にアンケートを実施しました。

① スポーツ活動や健康づくり活動を活性化するために必要性を感じている機能

結果は資料に添付しますが、結果の概要は以下のとおりとなっています。

分析結果考察（仮設）

●施設計画にあたって、スポーツ振興の面からはジム設備とトレーニングプログラム（指導者）の整備が有効と考えられる。

●健康づくりの観点からは「ウォーキング」や「ジョギング」等の周辺環境へのアクセスが容易な施設計画や「ヨガ」「ピラティス」等の運動を組み合わせたプログラム開発及び指導者配置が有効と考えられる。

② スポーツターミナルと一緒にあったらよい施設

スポーツターミナルと一緒にあったら良い施設に関して複数回答方式で聞いたところ、「健康チェック施設」49.8%、「飲食施設」42.1%が高い割合を示していました。

分析結果考察（仮設）

●「会議室」や「食育施設」は、健康に配慮するというテーマ性を強調するよりも、利便性や汎用性を重視すべきかについて追加の検証が必要と考えられる。

●潜在的利用者として有望と考えられる「健康群」を誘導するためには、「託児施設」の設置に関する追加の検証が必要と考えられる。

③　利用者（市民）から求められている導入機能

アンケートを分析した結果、スポーツ分野では団体での利用を主とする「トレーニングジム」の設備が求められていることが、健康づくり分野では「ウォーキングやジョギングコース」等の周辺地域の自然環境との親和性に配慮した施設計画・配置が求められていることが推察できました。

したがって、これらの施設・機能連携を支えるインフラとしてのトレーニングプログラム（指導者）の整備や「ヨガ」や「ピラティス」等の運動を組み合わせたプログラム開発及び指導者の配置等にも配慮した検討が必要である。

図　スポーツターミナルの概念図

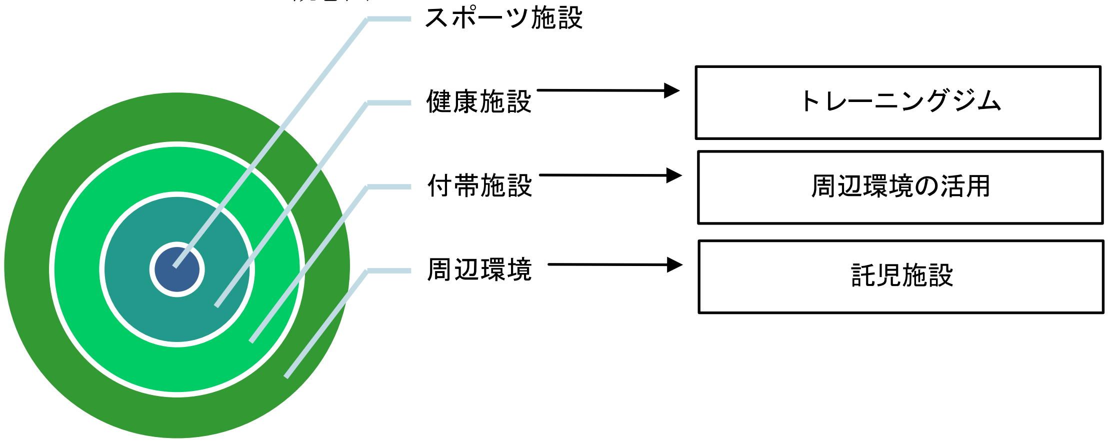

◎　今後に向けて

今回の当該分析は「グループ A」に属する市民（利用者）を中心とする意識調査結果を検討材料として実施したが、今後は、「グループ B」や「グループ C」へのアプローチが不可欠なことからターゲット別の調査検討が必要である。

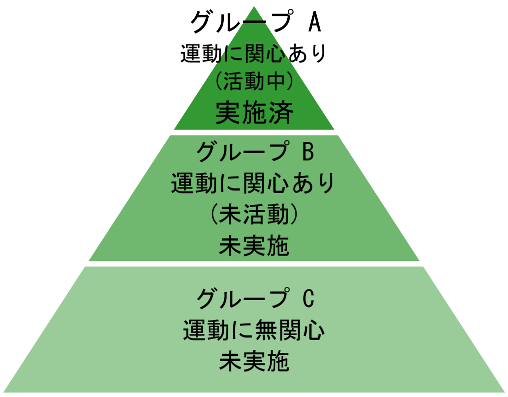

第３章　（仮称）長久手市スポーツ推進計画の考え方

本基本構想と（仮称）長久手市スポーツ推進計画の関係性

本基本構想では、スポーツ基本法に基づく（仮称）長久手市スポーツ推進計画の基本理念や基本的な方向性を整理するとともに、本市スポーツ施設の整備に関する基本的な考え方を検討します。

１　本市におけるスポーツの考え方（定義）

本市における、スポーツは「健康長寿の原動力」、「地域を活気づける原動力」と考えます。

そのスポーツを支える人材を地域の力で育てていきます。また、健康長寿社会の実現に向けて、スポーツをより身近なものとし、これまでスポーツとの関わりが少なかった市民にも健康に関心を持ち、気軽にスポーツを楽しんでもらえるよう、スポーツの概念をできるだけ幅広く捉えています。このため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけではなく、健康づくりのためのウォーキングや散歩、軽い体操、介護予防のためのトレーニングなど、様々な目的を持った身体活動の全てがスポーツと考えています。

２　本市が目指す（仮称）長久手市スポーツ推進計画の基本理念の考え方

市民の一人ひとりがスポーツに親しみ、健康で長生きできるまちづくり、健康寿命を延伸して、幸せを実感できるまちづくりを目指し、「健康づくり」施策の情報共有を図り、スポーツの持つ力を発揮し、生活の一部としてスポーツに親しむ環境を整備していきます。市民の自主的な健康づくりを支援し、地域スポーツの推進に取り組むための指針を策定することで、地域ぐるみで健康寿命の延伸を基軸とした、スポーツによる健康づくりを進め、豊かな暮らしの実現を目指します。

近い将来、確実に到来する高齢化社会に備えて、障がいの有無にかかわらず、加齢とともに運動能力が低下するなど、誰もがスポーツをすることに何らかの事情やハンデキャップを持っているものであるという考え方に基づいて、一人ひとりの事情に合わせた健康づくり、スポーツ活動の支援に取り組みます。

また、健康長寿社会の実現には、市民のライフステージに合わせた、きめ細かい施策の展開が期待されています。なかでも、次の世代に対するスポーツ施策の展開が重要であり、そのためのニーズ調査が必要と考えられます。

①　働き盛り・子育て世代

本市の特徴として若年層、中年層の人口流入が著しく、これに伴って幼児及び学齢層の人口も大きく増加しています。これらの世代は、市民の中核的存在となり、そのスポーツニーズを把握することが今後の施策展開に大きな影響を持つと考えられます。

②　高年齢者世代

長寿社会を迎え、健康でこころ豊かな暮らしの実現が求められています。高齢者がこれまでに培ってきた様々な知見を地域共有資産として活用することによって、高齢者の「生きがい」を醸成することも活力ある地域づくりに欠かせません。

（仮称）「長久手市スポーツ推進計画」が目指すもの

基本理念（案）

スポーツで　つなぐつながる　長久手
～長く元気に学び育てる～

基本理念（案）を支える４つの柱

- ○　スポーツを健康長寿の原動力にする
- ○　スポーツを地域活性化の原動力にする
- ○　スポーツを支え育てる
- ○　スポーツを楽しむ・親しむ・触れる

○　スポーツを健康長寿の原動力にする

子供の頃からスポーツに親しみ、健康的な生活を習慣づけすることで、生涯にわたりスポーツに親しみ、健康づくりを継続できる環境をつくります。

○　スポーツを地域活性化の原動力にする

スポーツ活動を「地域の絆、つながり」づくりのきっかけとして、地域づくりに関心の薄い人も参加しやすいスポーツを通して、社会全体を相互に支え合い、市民の一人ひとりの健康を守るまちづくりを推進していきます。

また、スポーツや健康に関心の薄い人々に、健康で長生きすることの楽しさを啓発し、持続的に健康づくりへの参加を促します。

○　スポーツを支え育てる

市内には、かつて国民体育大会や種目別全国大会等で活躍したスポーツ選手や医療や介護の現場で健康づくりに携わり、実績を上げてきた方々もいると思われるので、これら地域の「人財」を地域スポーツや健康づくりの指導者として登用するなど、地域の力を活用し、本市のスポーツ・健康づくりを支える「人財」を発掘するとともに、次世代の人材を育てていきます。

○　スポーツを楽しむ・親しむ・触れる

各種スポーツ大会で活躍するアスリートの育成を図るとともに、市民の日常的なスポーツ活動においてトップアスリートと交流できる機会を構築することでスポーツ・健康づくりライフ形成の動機づけを図ります。

また、スポーツが身近に体感でき、子どもから大人まで、誰もが楽しく始められる、ニュースポーツの普及を行っていきます。

第４章　スポーツターミナルの基本的な考え方

１　スポーツターミナルの考え方の整理

長久手市らしいスポーツと健康づくりを取り組む場の整備を行い、市民一人ひとりがスポーツや健康づくりを行う環境を創出するため、この基本構想では、本市に即したハード面（施設）の整備方針とソフト面（事業、サービス）の基本的な考え方を整理します。

（１）　健康寿命の延伸

スポーツターミナルの構築において、健康寿命の延伸の実現のためには、介護予防、健康づくりの視点は必須であり、市のスポーツ振興に加えて、高齢者福祉、障がい者福祉、健康推進、保険医療などの事業と連携した構想が必要になります。スポーツターミナルは、スポーツと健康づくりの双方の視点から整備を行わなければならないのはもちろんのこと、高いサービスを継続していける仕組みづくり、人材の充実も組み込んだ施設が望まれています。

（２）　スポーツと地域のつながり

地域の人々や関係団体等との幅広い協力を得て、地域共有の資産ともいうべき地域のスポーツ・健康づくりに関する人材を活用し、地域スポーツの振興と地域の交流、高齢者や障がい者の社会貢献を通した｢生きがい｣を醸成するなどして、スポーツと地域が結びつくことによって生まれる「スポーツ好循環」を意識した仕組みづくりが望まれます。

２　スポーツターミナルと既存施設を活用した健康づくり

スポーツを行う人、介護予防を行う人、健康づくりのために活動する人たちは、各々の目的を持って自らの意思で施設を訪れます。一方で、介護予防、健康づくり事業に参加してもらいたい方々は、体を動かすことが苦手であったり、働き盛りで時間がなかったり、家に居ることを好む方々などで、施設を訪れる機会をなかなか作ることができません。それぞれの利用者が事情に合わせて活用できるよう、施設に来場してもらう仕組みづくりが必要です。

（1）スポーツのつながり

①　ハードのつながり

新しく整備するスポーツターミナルを中心に、既存のスポーツ施設と健康づくり施設を連携します。貸館利用の施設や、学校開放施設、個人利用のトレーニングルームなど、それらが効率よく、スポーツターミナルに配置され、連携していくことで、スポーツ・健康づくりの需要に応えることができるつながりを整備します。

②　ソフトのつながり

スポーツを「する」だけではなく、「みる」「支える」ことを市民に広げていくには、スポーツに関する情報の提供が重要になります。情報の集約の役目をスポーツターミナルが担い、各施設を通して、市民に発信します。教室プログラムの開発や指導員の育成なども、スポーツターミナルで実施していける体制づくりをします。また、各施設や公園等で行われているようなスポーツ・健康づくりに関する情報をマップ化するなどして、市民が気軽にスポーツ・健康づくりに親しめる取組を検討します。

③　スポーツを支えるつながり

スポーツ推進委員、校区体育委員、体育協会や総合型地域スポーツクラブ（がんばらっせ長久手スポーツクラブ）の活動など、スポーツ振興の仕組みを熟成させていくことも重要です。また、市内大学などとの連携事業等も実施することができれば、スポーツ振興活動の強い支援になります。これらの方々が活動しやすい施設整備、つながりを検討していきます。

（2）介護予防・健康づくりのつながり

①　医療機関との連携

運動は健康維持に必要な要素ですが、介護予防、健康づくり事業に参加してもらいたい方ほど運動する機会が少なくなりがちです。市内医療機関と協議しながら、例えば医療の面から運動習慣について助言や指導をしてもらったり、健康診断結果を活用して予防に有効なＰＤＣＡサイクルを構築するような連携の仕組みづくりを検討します。

②　サテライト施設とのつながり

介護予防、健康づくり事業は、運動を日常化していくことが重要で、できれば定期的な周期で実施することが望ましい事業です。自宅の近くにある憩いの家や集会所などの公共施設等を「サテライト施設」としてとらえ、身近な場所でも介護予防、健康づくり事業の取組を実施できる体制を検討します。

３　スポーツターミナルに求められる機能

市民のスポーツや健康づくりに関するさまざまなニーズに応えるスポーツターミナルを新たに建設します。健康スポーツの中心となるスポーツターミナルは、これまでの「貸館機能」中心の施設ではなく、市民の多様な「健康スポーツ活動」のニーズに応えることができる多種多様な機能を持つ拠点とするとともに、施設の魅力となる付加価値がある機能を加え、運営コストの削減も重視した機能的な施設を目指します。

スポーツターミナルは、健康スポーツ活動に対応するハブ（中核）として、次の機能を備えます。

① スポーツと健康づくりのコラボレーションの実現
② 市民の一人ひとりに最適な健康づくりプログラムを提供する健康づくりセンター機能
③ 市民の多目的なスポーツニーズに対応する「場とメニューの提供」
④ スポーツ・健康づくり活動に自主的に参加できない市民への啓発活動
⑤ スポーツ参加者や地域の人たちとのつながりが促進するような魅力ある場の提供

４　スポーツターミナルに備える施設の概略

市民のスポーツや健康づくりに関するさまざまなニーズに、ワン・ストップで応えるスポーツターミナルでは、スポーツ関連施設と健康づくり関連施設をインターネットでつなげて情報を共有し密接に結ぶなど、前記３で示した機能を支えるため、次のような施設を想定しています。

（1）　スポーツ関連施設

大アリーナ、スタジオ、トレーニングジム、武道場、弓道場(近的)、付属施設など快適なスポーツ、健康づくり空間を確保します。

（2）　健康づくり関連施設

健康増進施設（詳細は後述）認定で必要な施設整備を進め、スポーツ関連施設で共有できるものは、共有して使用します。

体力測定場所、運動プログラム作成及び提供場所、体調チェック、体重や体脂肪などの計測場所、生活指導場所及び応急処置室など

（3）　共用施設

男女別のロッカー室、更衣室、シャワー室、トイレ、事務室、会議室・研修室、多目的ホールなど

その他、スポーツターミナルの魅力を高める施設（例えば、健康メニューを提供するレストランやカフェなど）や公民館などの社会教育施設の設置も検討します。

（4）　その他

本施設は、高齢者及び障がい者にも利用しやすいようにバリアフリー化とします。

５　スポーツターミナルの運営方法の工夫

スポーツターミナルが十分に機能を発揮し、市民に積極的に活用してもらうには、市民に使い勝手の良い施設とすることが不可欠です。施設のプランづくりの段階から、施設利用者、市民や地域、有識者に幅広く参加を求め、意見交換をする機会を設けていきます。そして施設運営に当たっても、管理運営者と施設利用者、市民や地域との定期的な意見交換会を開催するなど、民間能力を活用した効果的、効率的な運営と市民の意見を施設運営に反映することの両立を目指します。

６　健康増進施設

健康増進施設は、国、県、市の健康施策に基づき市民の健康寿命の延伸や生活習慣の改善に寄与すべき施設で、スポーツ習慣のない者、運動嫌いの者にアプローチし、市民の運動習慣を向上させる施設と考えます。

そのために、下記のような方策が必要とされます。

① 長久手市や保険者が行う健康づくり事業、介護予防事業の受け皿となり、効率的かつ効果的な事業が推進できるよう、市と事業の調整、連携ができるようにする。

② 健診事後対策事業の充実を図るべく、特定健診や特定保健指導の運動継続事業の受け皿となる。

③ 医療機関や大学との連携により、高齢者や疾患者の対応、運動療法のプログラムを実施できるようにする。

④ 大学との連携により、利用者の評価方法や行動変容の評価などを協議する。

⑤ 大学、医療機関、保健師、健康運動指導士、管理栄養士等相互の連携を図りながら、事業推進の方向性や考え方について共通理解をもつような関係性を築くようにする。

⑥ 長久手市や保険者が行う健康づくり事業、介護予防事業の参加者が事業終了後も健康増進施設の会員となりえるよう、プログラムやオペレーションに配慮し、参加者が自主的に健康増進施設を利用できるようにする。

7　地域医療との連携

「健康寿命の延伸」のための生活習慣病の予防や重症化の予防、改善等について、健康増進施設では、情報の発信やしくみが必要となります。

「健康増進施設の認定」後、「指定運動療法施設の指定」の制度を取得し、地域の医療機関等との連携を図ります。

※１指定運動療法施設とは：厚生労働大臣認定健康増進施設のうち、一定の要件を満たす施設について、厚生労働省が運動療法を行うに適した施設として指定したものです。

８　利用しやすさと「立地」

スポーツターミナルは、市民の多様なスポーツ活動と日常的な健康づくりを支える拠点となる施設です。このことから、利用しやすさを基本に以下のような条件を設定して、最適となる候補地の選定を行い、結果として、いずれの条件も満たす立地として現状では利便性、行政機関等（大学機関との関わりも含む）との連携などから市役所周辺（北側）での整備が考えられます。諸条件に加え、その他の機関等とも調整を図っていき、立地について詳細な検討をしていく必要があります。

（1）市民が気軽にいつでも利用できる立地【市域中心部・賑わい集積地及びその周辺立地】

① 市民が気軽に健康づくりやスポーツを楽しむためには、交通手段など利用しやすい利便性の高いエリアでの施設整備が望まれます。

② 市内の他の健康づくり施設やスポーツ施設、関連する行政機関との連携を見据えた立地であることが望まれます。

（2）利用者が集中するスポーツイベントの開催時においても、対応可能な利便性と機能を備えた立地【交通インフラが整った立地】

① 短時間に発生する集中的な駐車台数に対しても許容可能な立地であることが望まれます。

② 車両の流出入がスムーズにできる道路網が整った立地であることが望まれます。

（３）**建設用地の取得が容易な立地**【用地取得費用や課題が少ない立地】

建設用地取得費や用地造成費のコスト低減と建設までの時間の短縮が図られる立地が望まれます。

（４）**災害時において、安全性が高い立地**【地盤や治水条件が良い立地】

地震や洪水などあらゆる災害リスクを想定するうえで、災害時において避難所として被災者を受け入れる施設としての機能を維持できる立地であることが望まれます。

長久手市のスポーツ・健康づくりのイメージ図

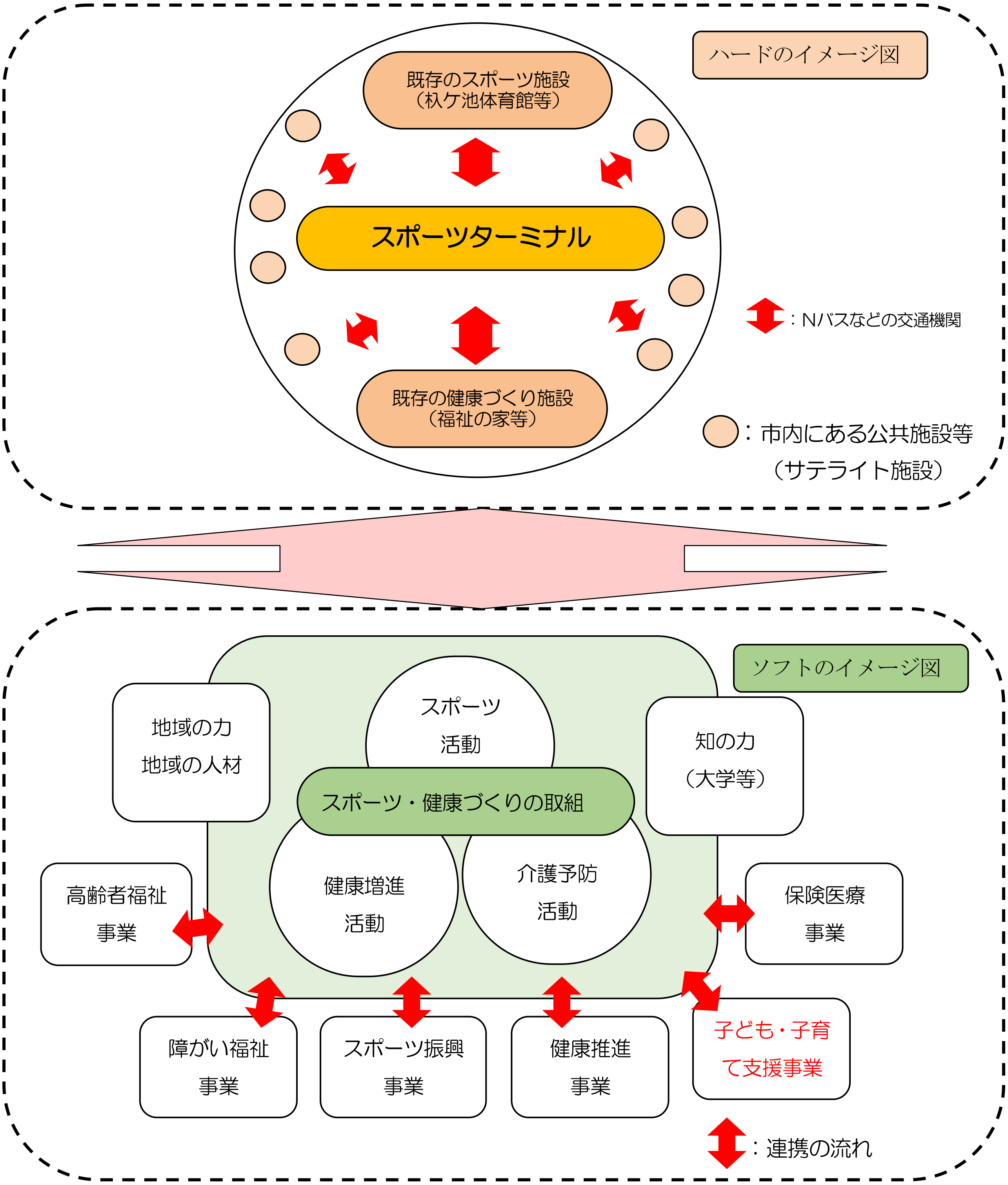

第５章　今後の展開

検討中（次回策定委員会で掲出）